

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☝ 修繕費と資本的支出の区分

Q：修理や改良等の費用が資本的支出になるのか修繕費になるのかの判定には定形的な基準があるそうですが、その基準を教えてください。

A：固定資産について支出した費用のうち、破損部分の補修費は修繕費になり、使用期間を延長したり、価値を増加させる部分は資本的支出となります。しかし、この定義だけでは抽象的で判定が難しいので、次のような定形的な基準が設けられています。

(1) 支出金額が20万円未満のもの

一の改良等により支出する金額が20万円未満の場合は、すべて修繕費とすることができます。

(2) 周期の短い費用の特例

部分品等の取替えて、おおむね3年以内の期間を周期として行われ、かつ、同じ程度の修理、改良が行われるのが常態であるときは、修繕費とすることができます。

(3) 形式的区分基準

区分が明らかでない場合で、次のいずれかに該当する場合には、その金額を修繕費とすることができます。

- ① その金額が60万円未満の場合
- ② その金額が修理、改良等をした個々の資産ごとに、その前期末取得価額のおおむね10%相当額以下である場合
- ③ その金額の30%相当額と修理、改良をした資産の前期末取得価額の10%相当額のいずれか低い金額（継続適用を要件）

